

サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）活用促進制度に係る第三者評価業務仕様書 （案）

この業務委託仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が策定するサステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）のフレームワークである「SLL 活用促進制度」に対する第三者評価等を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

長野県内の中小規模排出事業者の脱炭素化を金融手法の活用により促進するために、委託者が策定する SLL 活用促進制度の運用に必要な第三者評価の円滑な実施を目的とする。

2 業務名

SLL 活用促進制度に係る第三者評価業務

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

4 評価対象制度の概要

（1）制度の名称

SLL 活用促進制度

（2）ローン種別

SLL

5 業務内容

- （1）委託者がサステナビリティ・リンク・ローン原則（2023 年 2 月版）及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2024 年度版）（以下「SLLP 等」という。）に準拠した水準の SLL 活用促進制度の策定及び効果的な運用を実施するために有用な提案・助言を実施すること。
- （2）令和 7 年 6 月末までに SLLP 等に準拠し、SLL 活用促進制度の第三者評価を実施すること。
- （3）SLL 活用促進制度の認証後に、同制度を活用する借入人及び金融機関に対する情報発信、説明会の開催等について提案及び協力をする。

6 成果物

業務委託の成果物は、以下のとおりとする。PDF 形式により電子媒体（CD-R 又は DVD-

R) で提出すること。

(1) 第三者評価の結果

(2) 5 (1) 及び (3) に係る業務で使用した資料

7 その他

(1) 契約に係る履行言語は、日本語を原則とすること。外国語の資料により調整等を行う必要がある場合は、日本語訳資料又は通訳等を用意すること。

(2) 第三者評価の結果は、長野県ホームページ等に公開するものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議し定めるものとする。